大阪府一般競争入札心得（物品関係）

平成１９年３月３０日策定
平成２０年３月１０日改正
平成２０年４月１日改正
平成２１年８月１８日改正
平成２１年８月１８日改正
平成２２年４月１日改正
平成２３年１月５日改正
平成２３年４月１日改正

（趣　旨）

第１条　この心得は、大阪府が行う物品関係の一般競争入札（入札に参加するために必要な参加資格（以下「入札参加資格」という。）等の条件を付して行う一般競争入札を含む。以下「入札」という。）に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

（法令等の遵守）

第２条　入札参加者は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「自治令」という。）、大阪府財務規則（昭和 55 年大阪府規則第 48 号。以下「規則」という。）大阪府暴力団排除条例（平成 22 年大阪府条例第 58 号）及びその他関係法令並びにこの心得を遵守しなければならない。

２　地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第 372 号）の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）に係る一般競争入札については、入札参加者は、前項に定めるもののほか、同令、大阪府の物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成７年大阪府規則第 77 号）及び郵便入札心得を遵守しなければならない。

３　入札参加者は、入札に際し、大阪府の指示に従い、円滑な入札に協力し、正常な入札の執行を妨げたり、他の入札参加者の入札を妨害するようなことを避けなければならない。

４　入札参加者は、仕様書、入札説明書、質問回答書、契約書案及びその他契約締結に必要な条件を熟知の上、入札しなければならない。

５　入札及び契約に関して、用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とする。

（公正な入札の確保）

第３条　入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）、刑法（明治 40 年法律第 45 号）等に抵

触する行為を行ってはならない。

２　入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

３　入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を開示してはならない。

（入札参加者資格等）

第４条　入札参加者は、自治令第 167 条の６第１項の規定による公告において指定した期日までに、入札参加資格確認申請に関する書類を大阪府に提出し、当該入札の入札参加資格の有無について審査を受けなければならない。

２　次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。

(1)　第１項に規定する公告に定める入札参加資格を有しない者

(2)　中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者以外の者。ただし、特定調達契約又は開札日において有効な入札書を提出した中小企業の数が、当該入札の対象品目が別表に掲げる大阪府中小企業官公需特定品目（以下「特定品目」という。）にあっては３者未満、特定品目以外の品目にあっては５者未満である場合は、この限りでない。

(3)　公告の日から入札日までの間に入札参加資格を取り消された者

(4)　前３号に掲げるもののほか、正常な入札の執行を妨げる等の行為をした者又はするおそれがあると認められる者

（入札保証金等）

第５条　入札保証金は、規則第 61 条の規定に該当する場合は、免除する。

２　落札者が契約を締結しないときは、違約金として入札価格の 100 分の 105 に相当する金額（以下「契約希望金額」という。）の 100 分の２に相当する金額を大阪府に支払わなければならない。ただし、次の各号に定める場合は、この限りでない。

(1)　大阪府入札参加停止要綱　別表 13（経営不振）の規定により入札参加停止の措置を講じられ、又は同内容の措置要件に該当したことにより、契約を締結しない場合

(2)　大阪府入札参加停止要綱　別表６（安全管理措置）(2)イの規定により入札参加停止１ヶ月の措置を講じられ、又は同内容の措置要件に該当したことにより、契約を締結しない場合

(3)　代表者の死亡等により営業活動を継続しえなくなったため契約を締結しない場合

（入札の方法）

第６条　入札参加者は、入札書に記名押印のうえ、指定した日時、場所において、所定の入札箱に投入しなければならない。また、郵便による入札をするときは、定められた日時までに公告によって示された場所に入札書を郵送しなければならない。

２　入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状を持参させ、入札執行時までに大阪府に提出しなければならない。この場合において、入札書には委任者と代理人を併記し、代理人の押印をもって入札するものとする。ただし、特定調達契約に係る一般競争入札については、入札書には委任者と代理人を併記し、代理人の押印又は署名をもって入札するものとする。

３　入札参加者又は入札参加者の代理人は、同一の入札に参加する他の入札参加者の代理人を兼ねることはできない。

４　入札書に記載する金額については、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額（いわゆる税抜き価格）とすること。

５　入札会場への入室は、原則として入札参加者１名のみとする。

（入札の辞退）

第７条　入札参加者は、入札の完了まで、いつでも入札を辞退することができる。ただし、一旦、辞退した場合は、それを撤回し、又は当該入札に再度参加することができない。

２　入札参加者が入札を辞退するときは、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

⑴　入札前にあっては、入札辞退届を大阪府に提出するものとする。

⑵　入札中にあっては、入札辞退の旨を入札書に記載し、入札箱に投入するものとする。

３　入札時間を過ぎても入札書を提出しない場合は、当該入札参加者が入札を辞退したものとみなす。

４　入札を辞退した者は、これを理由として不利益な取扱いを受けるものではない。

（入札書の書換等の禁止）

第８条　入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

（入札の取り止め等）

第９条　入札参加者が第２条又は第３条に抵触する疑いがあるときなど、大阪府が必要と認めるときは、入札を延期し、中断し、若しくは保留し、又は当該入札に関する調査を行うことがある。この場合において、調査の結果、入札を公正に執行することが

できないと認められるときは、入札の執行を取り止めることがある。

２　前項の規定により大阪府が調査を行うときは、入札参加者は調査に協力しなければならない。

３　入札の執行に際して、天災地変、その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は取り止めることがある。

（開札）

第 10 条　開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において、原則として入札者を立ち会わせて行い、その結果を口頭で知らせるものとする。

（入札の無効）

第 11 条　次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1)　第４条第２項各号のいずれかに該当する入札に参加する資格を有しない者のした入札

(2)　所定の日時及び場所に提出されず、又は所定の日時までに所定の場所へ郵送されない入札

(3)　委任状を持参しない代理人のした入札

(4)　記名押印又は署名を欠く入札

(5)　金額を訂正した入札又は金額の記載の不鮮明な入札

(6)　誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(7)　技術審査資料を提出しない者、仕様書に適合しない技術審査資料を提出した者又は技術審査資料に不足等があるときに指定した期日までに追加資料を提出しない者がした入札

(8)　談合その他の不正行為により入札を行ったと認められる者のした入札

(9)　同一の入札について、２以上の入札をした者の入札

(10)　同一の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札

(11)　同一の入札について、２者以上の代理人である者のした入札

(12)　郵送による入札について、郵便入札心得に違反した入札

(13)　前各号に掲げるもののほか、指示された条件に違反して入札した者の入札

（失　格）

第 12 条　開札から落札決定までの期間において、次の各号のいずれかに該当した者は、失格とする。

(1)　大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当した者

(2)　大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受

けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当した者

(3)　大阪府の契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けた者

（落札者の決定）

第 13 条　有効な入札を行った者のうち、契約希望金額が予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とし、その者の契約希望金額を落札金額とする。この場合において、落札金額に１円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。ただし、落札者となるべき最低の価格での入札をした者が２者以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する（当該入札をした者は、くじを辞退することはできないものとし、くじを引かない者があるときは、これに代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。）。

（再度の入札）

第 14 条　開札をした場合において、落札者とすべき者がいないときは、直ちに再度の入札を行うことができる。この場合において、再度の入札は２回以内とする。

２　前項に規定する再度の入札を行うときは、次の各号のいずれかに該当する入札をした者は再度の入札に参加することができない。

(1)　第 11 条第１号から第３号まで及び第７号から第 12 号までの規定により無効とされた入札をした者

(2)　第 11 条第 13 号の規定より無効とされた入札をした者で、再度の入札に参加させることが不適当と認められるもの

（契約保証金等）

第 15 条　落札者は、契約金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金に代わる担保として大阪府が認めた有価証券の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、規則第 68 条の規定を適用し、契約保証金を免除する。

(1)　大阪府を被保険者とした履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の 100 分の 5 以上とする。）を保険会社と締結し、その保険証書を大阪府に寄託した場合

(2)　国（公庫、公団を含む。）又は地方公共団体と同種類及び同規模（当該契約金額の 7 割以上）の契約履行実績が過去２年間で２件以上ある場合で、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認める場合（落札者の申請による。）

（契約書の提出）

第 16 条　契約書を作成する場合においては、落札者は、契約書に記名押印し、落札決定の日の翌日から起算して、10 日以内に大阪府に提出しなければならない。ただし、大阪府の承諾を得た場合は、この期間を変更することができる。

２　落札者は、大阪府暴力団排除条例第 11 条第 2 項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を前項の期間までに提出するものとする。

３　落札者が前々項に定める期間内に契約書及び前項の誓約書を提出しないときは、落札者としての権利を失う。

（異議の申立）

第 17 条　入札参加者は、入札後、この心得、入札説明書、契約条項、仕様書等について不明又は錯誤等を理由として異議を申し立てることはできない。

（苦情処理）

第 18 条　入札参加者は、特定調達契約に係る一般競争入札については、入札の手続について、大阪府政府調達苦情検討委員会に苦情を申し立てることができる。

（その他）

第 19 条　入札に際しては、すべて大阪府の指示に従うこと。

【別表】 中小企業官公需特定品目

区分	品目名
1．織物	綿・スフ織物（タオル織物を含む。）　絹・人絹織物　毛織物 麻織物　メリヤス生地等
2．外衣・下着類	制服（警察職員、消防職員、自衛隊員の制服等）　雨衣 労働用・事務用及び衛生用（看護着、医務服、白衣、割ぽう着、ｴﾌﾟﾛﾝ等）の作業外衣 スポーツ用外衣（スキー服、スケート服、登山服、競馬服、野球服等） オーバーコート　スプリングコート　ジャンパー　ズボン ドレス　スーツ　ジャケット　スカート セーター　ワイシャツ　ブラウス　スポーツシャツ シャツ　ズボン下等（ﾒﾘﾔｽ製品を含む。）
3．その他の繊維製品	1．2以外のものであって以下に例示する繊維製品（ﾒﾘﾔｽ製品を含む。） じゅうたん　ネクタイ　スカーフ　マフラー ハンカチーフ　寝具　テント　シート 日よけ　ほろ等の帆布　シーツ　テーブル掛 手ぬぐい　ナプキン　どん帳　引幕 のぼり　ひも類　ガーゼ・ほう帯等の繊維製衛生材料 柔道着・剣道着等の和装製品　主として繊維製の帽子 繊維製袋　たび　くつ下　手袋 網　魚網　網地等 マスク類　腕章
4．家具	木製・金属製の家具（机、テーブル、いす、ロッカー、キャビネット等） マットレス　組スプリング　ブラインド　鏡縁 カーテンロッド等のカーテン部品　額縁　黒板 教壇　金庫等
5．印刷	機械（とっ版・平版・おう版等）印刷物及び謄写印刷物 罫紙及び事務用記録帳簿等（官公庁の名称等の入った特注品は印刷とみなす。）
6．機械すき和紙	トイレットペーパー　ティッシュペーパー ちり紙　京花紙　生理用紙　タオル用紙 書道用紙　障子紙等
7．潤滑油	潤滑油（グリースを含む。）
8．事務用品	（1）筆記用具 鉛筆　ボールペン　サインペン　シャープペンシル マジックインキ　吸取紙　ペン皿　墨 墨汁　消しゴム　下敷　机上用マット 万年筆　付ペン（ペン先、ペン軸等）　毛筆 インキ　フェルトペン　白墨　インクスタンド 文鎮　すずり　絵画用品等 （2）事務用品 ナンバーリング　チェックライター　数取器　ホッチキス ダイモテープライター　穿孔機　パンチ 統計表示器　新聞架　計算尺　スケール ソロバン　印章　印肉　スタンプ 謄写版及び謄写用器具　製図用具　定規 鉛筆削り器　のり　テープ等接着用具 クリップ・ピン　画びょう　ファイル等 名札　名札ホルダー　写真現像用消耗品 （3）事務用記録帳簿（印刷に入れるものは除く。） 便箋　封筒　原稿用紙　レポート用紙 記録カード　カード　ノート類　バインダーリーフ 用紙　集計用紙　決算用紙　伝票 通帳　統計表類　領収書　金銭出納帳 帳簿　給料袋　日誌　日報等

区分	品目名
9. 台所・食卓用品	(1)調理用具 ほう丁　ボール　洗いおけ　水切り ざる　しゃくし類　しゃもじ　皮むき器 手持ちかん切り　おろし器　計量スプーン　計量カップ等 (2)料理用具 かま　なべ　湯沸し(鉄びんを含む。) フライパン　玉子焼き器　コッフェル類　飯ごう等 (3)飲食器 さら類　わん類　グラス・コップ類　はち類 ボール類　酒器類等 (4)食卓器具 ピッチャ類　ポット類　盆類　きゅうす類 茶卓　調味料入れ　ぜん　せん抜き ようじ入れ　飯びつ等 (5)食料貯蔵器具 米びつ　茶筒類　ポット　水筒 弁当箱　ジャー等 (6)ナイフ、フォーク、スプーン、はし類及び同附属品等 ナイフ・フォーク・スプーン類　れんげ　はし はし箱　はし立て　食事用紙製品(紙コップ・さら等) 飲料用ストロー等 (注1)本品目は、金属製(鉄製、ステンレス製、ほうろう鉄器製、アルミニウム製等)、ガラス製、陶磁器製、合成樹脂製、木竹製、紙製等材質の如何を問わない。また、和風、洋風等形状の如何を問わない。 (注2)なお、台所・食卓で使用されるものであっても、「民生用電子電気機械器具」(電気がま・ジャー・ポット・ホットプレート・トースター等のちゅう房用電熱用品、電気冷蔵庫等)、ガス・石油による熱調理器具(ガスレンジ等)、調理機械、「家具」(食器戸だな、調理台、ガス台、サービスワゴン等)、「繊維製品」(テーブル掛け、ナプキン等)、台所用ハンガー類、バケツ類、清掃器具、合成洗剤等は、本品目には含まれない。
10. 再生プラスチック製製品	(1)くい、さく、支柱類 標識くい　境界くい　測量くい　柵くい 線路表示くい　工事用支柱　さく等 (2)板、まくら木類 土止板　フェンス　配管用まくら木等 (3)公園施設類 ベンチ　街路樹支柱　公園のさく・くい　遊ぎ具類等 (4)土木建築用資材 U字溝　溝ぶた　土管代用品　住宅用資材等
11. 皮革・ゴム製品	ベルト及び帯革　靴類　鞄類
12. 道路標識	道路標識類
13. 車両	自転車